二三六　地方税法附則第十七条の二第一項の規定に基づく平成二十八年度又は平成二十九年度における土地の価格に関する修正基準を定める件　一　三
二三七　他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件の一部を改正する件　一　三
二三八　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件　一　三
二三九　電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件　二　149　二　149
二四〇　夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件　八　153　二〇　七
二四一　基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件　一〇　一
二四二　元売業者の指定を取り消した件　一三　二
二四三　郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件　二一　三
二四四―特定国外派遣組織を指定する件　二三　一
二四六　〃　二四　三
二四七　平成二十四年総務省告示第三百五十号の一部を訂正する件　二八　169　八
二四八　平成二十四年総務省告示第三百六十七号の一部を訂正する件　二八　169　七
二四九　平成二十五年総務省告示第三百十号の一部を訂正する件　二八　169　六
二五〇―第三百五十号の一部を訂正する件　二八　169　五
二五一　平成二十六年総務省告示第三百五十一号の一部を訂正する件　二八　169　四
二五三　政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件　二八　169　三

二五四　政党助成法第二十一条第一項の規定による政党の解散等の届出があったので公表する件　二八　169　八
二五五　未交付金の交付を受けるべき政党の名称及び当該未交付金の額を公表する件　二八　169　八
二五六　政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　二八　169　八
二五七　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件　二八　169　八
二五八　政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二八　169　八
二五九　政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件　二九　四
二六〇　予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村等であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する件　三〇　一
二六一　一般搬送式デジタル伝送装置の型式を指定した件　三〇　171　一
二六二　特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定した件　三〇　171　一
二六三　広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定した件　三〇　171　一
二六四　誘導式読み書き通信設備の型式を指定した件　三〇　171　二
二六五　超音波洗浄機の型式を指定した件　三〇　171　三
二六六　超音波加工機の型式を指定した件　三〇　171　三
二六七　超音波ウェルダーの型式を指定した件　三〇　171　三
二六八　電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の型式を指定した件　三〇　171　四

二六九　無電極放電ランプの型式を指定した件　三〇　171　四
二七〇　電子レンジの型式確認の届出があった件　三〇　171　六
二七一　電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があった件　三〇　171　七
二七二　電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により型式の指定を受けた者の名称を変更した件　三〇　171　一〇
二七三　特定国外派遣組織を指定する件　三一　二
○総務省、農林水産省、国土交通省
二七四　半島振興法に基づく産業振興促進計画を認定する件　一　148　二
五　〃　一〇　155　一八
六　離島振興法の規定に基づき、離島振興対策実施地域を指定した件　二八　二
七　離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件　二八　二
○中央選挙管理会
七　衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件　七　一
○政治資金適正化委員会
四〇　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　三〇　一
四一　〃　三　二
四二　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　二三　二
四三　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　三〇　一

○法務省
三五四　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一　四
三五五　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一　四
三五六　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一　四
三五七　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件　一　四
三五八　日本国に帰化を許可する件　二　一
三五九　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　二　一
三六〇　除籍の一部が滅失した件　三　二
三六一　日本国に帰化を許可する件　六　一
三六二　〃　七　一
三六三　〃　九　一
三六四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二